



米国トランプ政権の 関税政策の要旨

～122条関税、自動車および中・大型トラック・同部品、
鉄鋼・アルミ・銅・木材、半導体、医薬品～

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課（北米班）








2026年4月14日

※最新情報は、日米両政府の発表資料を参照してください。本資料は、日米両政府からの公式発表または書簡での通告を基に作成しています。

1 | 主要国・地域へ適用中の追加関税率一覧 (2026/4/6~)

(注1)

原産国・地域

対象品目								左記以外 の国・地域	
鉄鋼・アルミ製品	50%	50%	50%	50%	50%	50% <small>関税割当の設定を検討</small>	50%	50% <small>英国は25% (注2)</small>	
銅製品	25-50%	25-50%	25-50%	25-50%	25-50%	25-50%	25-50%	25-50%	
鉄鋼・アルミ 派生品	15-50%	15-50%	15-50%	15-50%	15-50%	15-50%	15-50%	15-50% <small>英国は15-25% (注2)</small>	
<p>産業機器や電力網関連機器に用いる場合、 4月6日～2027年12月31日まではMFN税率>15%→MFN税率、MFN税率≤15%→15% 2028年1月1日からは25%へ引き上げ</p> <p>米国で95%以上を溶解・注湯した鉄鋼を使用する派生品、精錬・鋳造した銅を使用する製品および精錬・鋳造したアルミを使用する派生品は10%</p>									
自動車・同部品	<p>2025年4月5日以降に米国で組み立てられた自動車の部品に追加関税が課された場合、自動車の希望小売価格の3.75%を部品関税の支払いに充当可能</p> <p>25% 25% 25% 25% 25% 15% 15% 25%</p> <p>USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車は非米国産部分のみ関税適用 自動車部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除</p> <p>英国は年間10万台まで10%、 日本・EU・韓国はMFN税率を含め15%</p>								
中・大型 トラックおよび 同部品	<p>2025年11月1日以降に米国で組み立てられた自動車の部品に追加関税が課された場合、自動車の希望小売価格の3.75%を部品関税の支払いに充当可能</p> <p>25% 25% 25% 25% 25% 25% 25% 25%</p> <p>USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車は非米国産部分のみ関税適用 自動車部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除</p>								
木材・製材	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	
木材製品 <small>(ソファなど布張りの木材製品、 キッチンキャビネット、 洗面化粧台および同部品)</small>	25%	25%	25%	25%	25%	15%	15%	25% <small>英国は10%、日本・韓国・EUはMFN税率を含め15%</small>	
<p>2027年1月1日に関税率を引き上げ予定</p>									
半導体 <small>(特定の仕様を満たす製品)</small>	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	
上記以外の品目 (122条課徴金)	<p>重要鉱物、通貨・地金に使用される金属、エネルギー・同製品、米国で生産などができない資源、一部の農産物、医薬品・医薬品原料、 特定の電子機器、乗用車・特定の小・中・大型トラック・バス・同部品、航空宇宙製品、手荷物などは対象外</p> <p>10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10%</p> <p>USMCAの原産地規則を満たす製品は対象外</p>								

(注1) このほか、品目によって中国原産品には1974年通商法301条に基づく関税も賦課される。

(注2) 英国で95%以上を溶解・注湯した鉄鋼を使用する鉄鋼製品・派生品および精錬・鋳造したアルミを使用するアルミ製品・派生品

(注3) 青掛け項目は1962年通商拡大法232条、緑掛け項目は1974年通商法122条を根拠法に発動 (出所) 米国政府発表資料などから作成、2026年4月14日時点

2 | IEEPA関税の停止

- 米国の連邦最高裁判所は2月20日、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づいて大統領が関税を課することはできないとの判決を下した。
- 連邦最高裁判所の判決に伴い、ドナルド・トランプ大統領はIEEPAに基づく関税措置を停止する大統領令を公表し、IEEPA関税の徴収は米国東部時間2月24日午前0時に停止した。

停止されたIEEPA関税一覧

対象国	関税率	目的	発動日
カナダ	35% (エネルギー製10%)	フェンタニルや不法移民の流入阻止など	2025年3月4日 (2025年8月1日に25→35%へ引き上げ)
メキシコ	25%	フェンタニルや不法移民の流入阻止など	2025年3月4日
中国	10%	フェンタニルや不法移民の流入阻止など	2025年2月4日 (2025年3月3日に10→20%へ引き上げ後、 11月10日に10%へ引き下げ)
原則、全ての国・地域 (ベースライン関税)	10%	製造業の回帰や恒久的な財源の確保	2025年4月5日
貿易赤字額の大きい国・地域 (相互関税)	国別に10%~41% と異なる	貿易赤字に対処するための相手国の関 税・非関税障壁撤	2025年4月9日 (2025年4月10日~8月7日までは一時的停止)
ブラジル	40%	ブラジルによる米企業の利益や米国民の 人権侵害の阻止	2025年8月6日
ロシア産石油を輸入している国	インドへ25%	石油の再販売でロシアが利益を得ること による侵略助長の阻止	2025年8月27日 (2026年2月7日に撤廃済み)
ベネズエラ産石油などを輸入す る国	発動なし	ベネズエラの政策が米国の国家安全保障 に与える影響への対処	発動なし
キューバに石油を販売する国	発動なし	米国の敵対国や国際テロ組織の支援など への対処	発動なし
イランから物品などを輸入する 国	発動なし	イランの政策が米国の国家安全保障に与 える影響への対処	発動なし

3 | IEEPA関税の還付

- 国際貿易裁判所（CIT）は米税関・国境警備局（CBP）に対し、提訴していない企業も含めて、IEEPA関税の還付を命じた。関税の還付には、電子通関システム（ACE）を通じた、統合通関管理・処理システム（CAPE）での申請や自動決済機関（ACH）への関税還付用の米国銀行の口座登録が必要となる。

IEEPA関税の還付までの経緯

日付	事象
2月20日	連邦最高裁判所は、IEEPAに基づいて大統領が関税を課することはできないと判断。
3月2日	連邦巡回区控訴裁判所は、還付手続きの複雑さなどを理由に、最高裁が判決を控訴裁に送付してからさらに90日間、執行命令を出さないようトランプ政権が行った要請を却下。CITに対して、IEEPAに基づく関税措置を無効と判断した判決を執行再開するよう指示。
3月4日	CITは、CBPに対して、IEEPAに基づく関税の還付を事実上命じた。CBPはIEEPA関税還付に向けた進捗状況を3回にわたって報告。CITはのちに、清算後のIEEPA関税についても還付を命じた。

還付対象となるIEEPA関税一覧

関税の種類	関税率
IEEPAカナダ関税	35%（エネルギー製品は10%）
IEEPAメキシコ関税	25%
IEEPA中国関税	10%
原則全ての国・地域へのベースライン関税	10%
貿易赤字額の大きい国・地域への相互関税	10-41%（国別）
IEEPAブラジル関税	40%
ロシア産石油を輸入している国への関税	25%（インド）

関税還付に必要なアカウント開設ステップ

ステップ	手順書など（英語）
ACEポータルアカウントの登録	CBP手順書 (2025年10月)
ACEポータルアカウントで 輸入者サブアカウントの登録	CBPウェブサイト
ACEポータルアカウントで関税 還付用の米国銀行口座を追加	CBP手順書 (2025年12月)
ACEポータル内のCAPEタブで 関税の還付を申請	CBP手順書 (2026年4月)

4 | IEEPA関税の還付システム（CAPE）の概要

- 米税関・国境警備局（CBP）は4月10日と13日に、IEEPA関税の還付を行う**統合通関管理・処理システム（CAPE）**での還付手続きについて利用方法を通知し、**米国東部時間4月20日午前8時から**運用を開始するとした。単純な還付のみに対応するフェーズ1から開始する。還付のプロセスの概要は、以下の通り。

IEEPA関税の還付プロセス

4/20のCAPE導入開始後、まずはフェーズ1のみが還付の対象
フェーズ1の還付対象は、①未清算の輸入申告および②清算から80日以内の申告（注1）



申請者（注2）

輸入概要書の番号を記載した
CSVファイルを提出
※1度に9,999件まで記載可能

- 記録輸入者（Importer of record : IOR）
- IORに代わって輸入概要書を提出した通関業者

還付先



- IOR
 - 元の輸入概要書で指定されている場合、通知者（Notify party）
- ✓ 払い戻しは自動決済機関（ACH）を通じて電子上で実施。
 - ✓ 受取人は、払い戻し専用の米国銀行の口座情報をCBPに登録しておく必要
 - ✓ 受取人が払い戻し用の銀行口座情報を登録していない場合は、ACEポータル経由で登録する必要

ACE内のCAPEのプロセス

①申請

- ✓ 申請されたCSVファイルにエラーがないか検証

②一括処理

- ✓ IEEPA関税の課税対象となる米国関税分類番号（HTSコード）99章のコードに基づき、還付金額を再計算
- ✓ 利子も計算する

③審査および清算・再清算

- ✓ CAPE申請の受理日から45日後に清算・再清算するよう設定
- ✓ IEEPA関税が削除された後、課税対象となるIEEPA関税の課税対象となるHTSコードを含まない関税額を再計算

④還付

- ✓ 輸入者に対して一括して還付
- ✓ 財務省を通じた還付処理に要する追加の時間が含まれるため、通常はCAPE申請受理後60～90日以内に還付

（注1）払い戻し請求中の申告、異議申し立ての対象となっている申告のほか、清算が確定している申告などはフェーズ1の対象外

（注2）申請は在米の輸入者、通関業者のみ。在日本の企業が還付金を申請する際には、取引先へ相談する必要がある

（出所）米国税関・国境警備局（CBP）から作成、4月14日時点

5 | 日米関税合意に基づく関税引き下げの概要

- トランプ大統領は米国時間2025年9月4日、日米合意を履行する大統領令を公表。相互関税と自動車・同部品関税を日本政府の発表内容どおりに修正。民間航空機・同部品には相互関税などは課さない。
- 相互関税の修正は8月7日に遡って適用。自動車・同部品、民間航空機・同部品に対する関税の修正は、9月16日から適用。**一方、相互関税は2026年2月24日に適用停止となった。**

大統領令に基づく関税引き下げの内容（2025年9月4日の大統領令発表時点）	
自動車・同部品関税	<ul style="list-style-type: none"> ■ MFN税率が15%未満の場合はMFN税率と232条関税を合わせて15%、MFN税率が15%以上の場合は232条関税は課されない。 ■ 関税率の修正は、米国東部時間2025年9月16日午前0時1分以降の輸入に適用。 ■ 既に支払った関税の還付手続きは定められていない。
航空機・同部品	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>WTOの民間航空機貿易に関する協定の対象品目</u>（全ての民間航空機やその部品など。無人航空機は除く）は、相互関税、鉄鋼・アルミニウムおよび銅に対する232条関税の対象外。 ■ 関税率の修正は、米国東部時間2025年9月16日午前0時1分以降の輸入に適用。 ■ 既に支払った関税の還付手続きは定められていない。
相互関税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般関税率（MFN税率）と合わせて15%。MFN税率が15%以上の品目に相互関税は課されない。 ■ 関税率の修正は米国東部時間2025年8月7日午前0時1分以降の輸入に遡って適用。余分に支払った関税は、米国税関・国境警備局（CBP）による標準的な還付手続きに従い還付される。CBPは関税が支払われる前の申請を求めており、可能な限り通関後10日以内の申請を推奨（注1）。 <small>（注1）関税を支払った後でも、関税清算前であれば事後修正（PSC）、清算済みの場合は異議申し立て（protest）が可能。PSCの詳細はCBPのウェブサイト、<u>ユーザーズガイド</u>を参照。異議申し立ては、清算から180日以内に輸入者、代理人または弁護士がCBPに対して行える。通常、CBPフォーム19というフォーマットが利用される。詳細はCBPのウェブサイト参照。</small> <p>2026年2月24日に適用停止、122条(10%)が適用中</p> <p>MFN税率が従量税や混合税の場合、MFN税率に基づいて支払う関税額をその品目の関税評価額で割って従価税に換算した関税率を算出する（注2）。 <small>（注2）例えば、MFN税率が50セント/kgの従量税、1kgの関税評価額が10ドルの場合、従価換算関税率は50セント÷10ドル（1,000セント）=5%となる。</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 適用除外品目など関税率以外の内容は変更なし。 ■ 商務長官は、米国内で入手不可能（または米国内需要を満たすのに十分な規模で入手不可能）な天然資源、ジェネリック医薬品（原料、化学前駆体含む）に関して、日本産品に対する相互関税率をゼロに修正する権限を有する。関税率の修正時期と対象品目は、米国の国益や大統領令の目的などに鑑みて決定する。

6 | 日米関税合意に基づく対米投資の主な内容

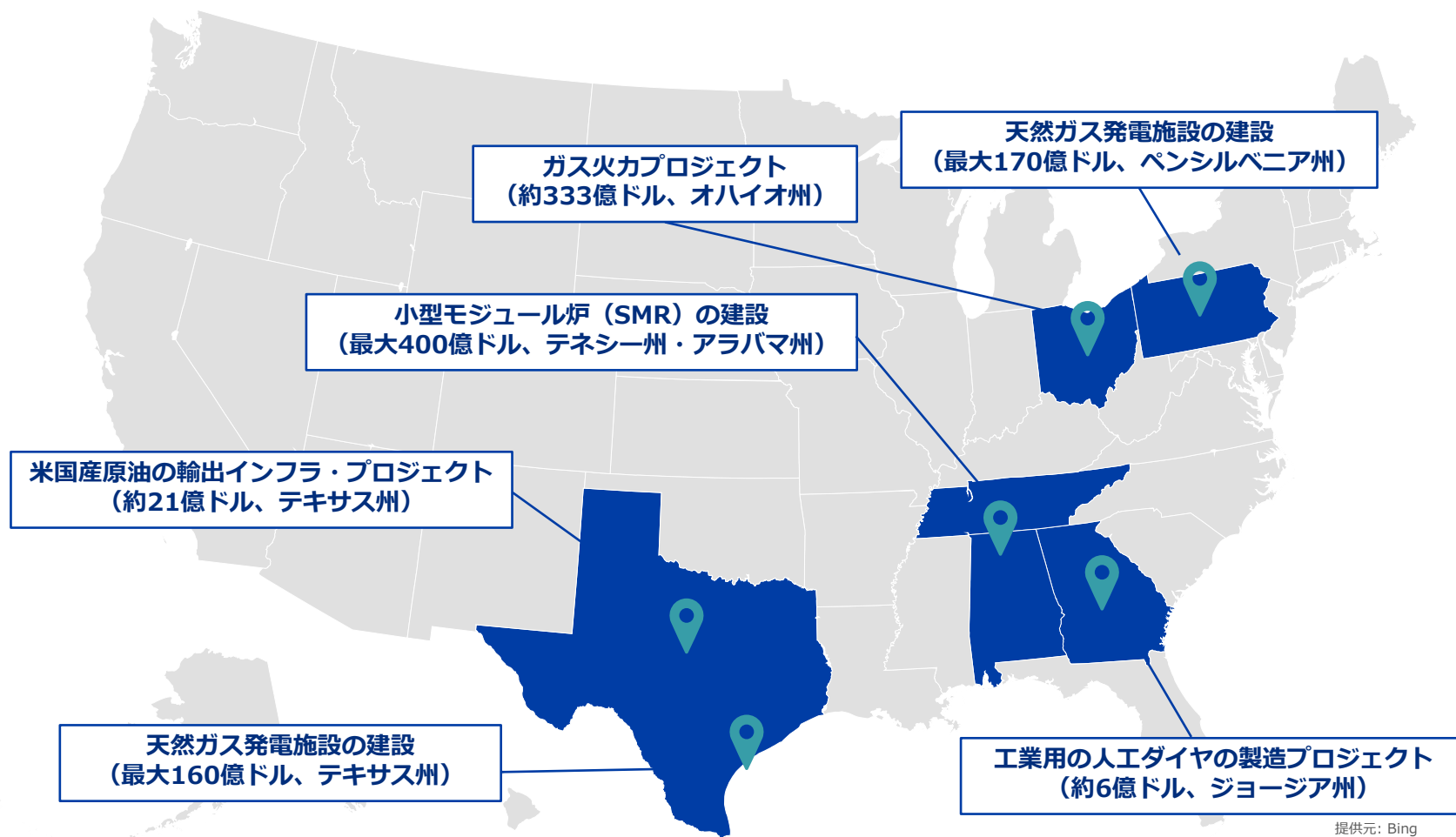
- 日本の高市早苗首相と米国のトランプ大統領は10月28日、日米首脳会談を実施。
- 米国側は日米関税合意(7月22日)の内容の1つである対米投資に関するファクトシートを公表し、日米両国が関心を有しているプロジェクトの分野を明らかにした。

日米両国が関心を有している対米投資プロジェクトの分野

エネルギー	<ul style="list-style-type: none">■ AP1000原子炉およびBWRX-300など小型モジュール式原子炉（SMR）の建設■ 発電所、変電所、送電システムなどの大規模な電力および産業インフラにおけるプロジェクト管理、エンジニアリング、調達、建設サービスの提供■ 送電網の電化および安定化システムに対するガスタービン、蒸気タービン、発電機など大型電力機器の供給■ 大規模電力インフラ構築のための仕様、設計、調達、組立、統合、運用、メンテナンスの設計・開発■ 電力インフラ向けの冷却装置、空調システム、冷却液配分ユニットを含む熱冷却システムおよびソリューションの供給■ 天然ガス送電およびそのほかの電力インフラサービスの提供
AI向け電源開発	<ul style="list-style-type: none">■ AI 向けの電源開発（ガス火力、原子力）の検討
AIインフラの強化	<ul style="list-style-type: none">■ データセンター向け機器および発電システム、ならびにトランスフォーマーなどの電力インフラの供給■ バックアップ電源およびエネルギー貯蔵システム（ESS）向け製品や先進的電子部品の供給■ ESS、そのほかの電子機器・先端電子部品の供給■ 光ファイバーケーブルの供給■ データセンター用変圧器など変電設備機器、パワーモジュールの供給
重要鉱物など	<ul style="list-style-type: none">■ 米国西部の銅製錬・精錬施設の建設■ グリーンフィールドのアンモニアおよび尿素肥料施設の建設■ 高圧・高温によるダイヤモンド砥粒製造施設の建設■ 米国南部の船舶航路の改善 （載貨重量10万トンクラスの原油タンカーの対応を可能にする浚渫（しゅんせつ）・拡幅を含む）■ リチウム鉄リン酸塩の生産施設の建設

7 | 対米投資は6プロジェクトが発表済み

- 日米両政府は2月18日、日本の5,500億ドル規模の対米投資の第1陣として3件、3月19日には第2陣として3件のプロジェクトを発表。次世代原子炉や天然ガス発電施設などのプロジェクトが含まれる。



(注) 投資額は一部の案件で見込み、推定額も含む
(出所) 日米両政府の公式発表資料から作成 (2026年4月14日時点)

8 | 122条課徴金の概要

- ドナルド・トランプ大統領はIEEPAに基づく関税措置を停止に伴い、1974年通商法122条に基づいて全ての輸入に10%の課徴金を課すと発表した。
- 10%の課徴金は一般関税率（MFN税率）などに上乗せされ、米国東部時間2月24日午前0時1分～7月24日午前0時1分までに通関される貨物に対して徴収される。

122条関税の詳細

概要

関税率	全ての輸入に原則10% 課徴金は、一般関税率（MFN税率）に上乗せされる。
発動目的	「大規模かつ深刻な米国の国際収支赤字」といった特定の状況に対処するため。
発動期間	米国東部時間2月24日午前0時1分～7月24日午前0時1分まで（注1）
対象外品目	<ul style="list-style-type: none">■ 2月20日大統領布告付属書1および付属書2に記載されている重要鉱物、通貨・地金に使用される金属、エネルギー・同製品、米国で生産などができない資源、牛肉・トマト・オレンジなどの農産物、医薬品・医薬品原料、特定の電子機器、乗用車・特定の小・中・大型トラック・バス・同部品、航空宇宙製品、手荷物など。■ 1962年通商拡大法232条で追加関税対象の鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅製品、木材製品、中、大型トラック・同部品、半導体製品。232条関税が対象製品の一部にのみ課される場合は、232条関税が課されない部分に課徴金10%が課される（今後232条関税の対象となる品目も122条課徴金の対象外となる）。■ 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規則を満たす製品、およびドミニカ共和国・中米・米国自由貿易協定（DR-CAFTA）の原産地規則を満たし無税で輸入される繊維製品・衣類。■ 米国東部時間2月24日午前0時1分より前に船積みされて輸送中であり、2月28日午前0時1分より前に通関される貨物（注2）。

（注1）ただし、議会が延長を認めた場合は異なる。

（注2）ジェトロのヒアリングによると、本項に該当する場合にも通関時に課徴金が徴収されている事例が発生している例がある。

（出所）米国政府発表資料（2月20日付大統領令）、2026年4月14日時点

9 | 自動車、中・大型トラックおよび同部品関税の概要

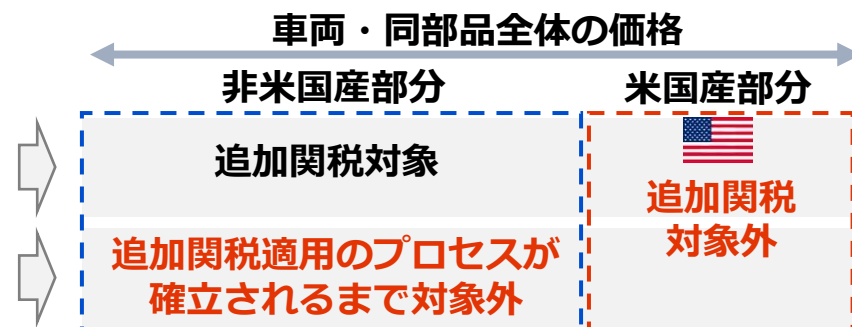
- トランプ政権は、1962年通商拡大法232条に基づき、4月3日から自動車、5月3日から自動車部品、11月1日から中・大型トラック（HTSUS8702に分類されるバスなどは10%）に25%の追加関税を発動。
- **日本に対する自動車・同部品関税は、日米合意を受けた9月4日付の大統領令に基づき、9月16日から一般関税率（MFN税率）を含めて15%に引き下げ。**

自動車・同部品		中・大型トラック	
追加関税率	25%（注） ※日本への関税率は9月16日以降、MFN税率が15%未満の場合はMFN税率と232条関税合わせて15%、MFN税率が15%以上の場合は232条関税は課されない	25% ※米国関税分類表（HTSUS）8702に分類されるバスなどには10%の追加関税を課す	
適用開始時期	自動車	米国東部時間4月3日午前0時1分以降に通関する製品	中・大型トラック
	同部品	米国東部時間5月3日午前0時1分以降に通関する製品	同部品
対象品目	自動車	乗用車〔セダン、SUV、クロスオーバーSUV、ミニバン、カーゴバン〕、小型トラック	中・大型トラック
	同部品	エンジン・同部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品など	同部品

救済規定の適用対象

USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車、中・大型トラック（HTSUS8702に分類されるバスなどは除く）

USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車、中・大型トラック部品（ノックダウンキットは除く）



（注）EUへの関税率も、8月1日以降MFN税率が15%未満の場合はMFN税率と232条関税合わせて15%。MFN税率が15%以上の場合は232条関税は課されない。

英国の自動車は年間10万台までMFN税率を含めて10%の関税を適用、10万台を超える分は25%の関税を適用する。

（出所）[米国政府公開資料（自動車）](#)、[米国政府公開資料（英国）](#)、[米国政府公開資料（EU）](#)、[米国政府公開資料（日本）](#)、[米国政府公開資料（中・大型トラック）](#)、2026年4月14日時点

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved. ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

10 | 自動車・同部品関税のHTSコードおよびガイダンス

追加関税対象となる自動車のHTSコード

8703.22.01	8703.23.01	8703.24.01	8703.31.01	8703.32.01	8703.33.01
8703.40.00	8703.50.00	8703.60.00	8703.70.00	8703.80.00	8703.90.01
8704.21.01	8704.31.01	8704.41.00	8704.51.00	8704.60.00	

追加関税対象となる自動車部品のHTSコード

4009.12.0020	4009.22.0020	4009.32.0020	4009.42.0020	4011.10.10	4011.10.50	4011.20.10	4012.19.40
4012.19.80	4012.20.60	4013.10.0010	4013.10.0020	4016.99.6010	7007.21.51	7009.10.00	7320.10
7320.20.10	8301.20.00	8302.10.30	8302.30	8407.31.00	8407.32	8407.33	8407.34
8408.20.20	8409.91.1040	8409.99.1040	8413.30.10	8413.30.90	8413.91.10	8413.91.9010	8414.30.8030
8414.59.30	8414.59.6540	8414.80.05	8415.20.00	8421.23.00	8421.32.00	8425.49.00	8426.91.00
8431.10.0090	8471	8482.10.10	8482.10.5044	8482.10.5048	8482.20.0020	8482.20.0030	8482.20.0040
8482.20.0061	8482.20.0070	8482.20.0081	8482.40.00	8482.50.00	8483.10.1030	8483.10.30	8501.32
8501.33	8501.34	8501.40	8501.51	8501.52	8507.10	8507.60	8507.90.40
8507.90.80	8511.10.0000	8511.20.00	8511.30.0040	8511.30.0080	8511.40.00	8511.50.00	8511.80.20
8511.80.60	8511.90.6020	8511.90.6040	8512.20.20	8512.20.40	8512.30.00	8512.40.20	8512.40.40
8512.90.20	8512.90.60	8512.90.70	8519.81.20	8525.60.1010	8527.21	8527.29	8536.41.0005
8537.10	8537.20	8539.10.0010	8539.10.0050	8544.30.00	8706.00.03	8706.00.05	8706.00.15
8706.00.25	8707	8707.10.0020	8707.10.0040	8707.90.5020	8707.90.5040	8707.90.5060	8707.90.5080
8708.10.30	8708.10.60	8708.21.00	8708.22	8708.29	8708.30	8708.40.11	8708.40.70
8708.40.75	8708.50	8708.70	8708.80	8708.91	8708.93.60	8708.93.75	8708.94
8708.95	8708.99.53	8708.99.55	8708.99.58	8708.99.68	8716.90.50	9015.10	9029.10
9029.20.4080	9401.20.00						

米国税関・国境警備局（CBP）が発表している輸出業者向けのガイダンス

4月2日発表：[自動車](#)

5月1日発表：[自動車部品](#)

11 | 中・大型トラック、同部品関税のHTSコード

25%の追加関税対象となる中・大型トラックのHTSコード

8701.21.00、8701.22.00、8701.23.00、8701.24.00、8701.29.00、8704.10.10、8704.10.50、8704.22.11、8704.22.51、8704.23.01、8704.32.01、8704.42.00、8704.43.00、8704.52.00、8704.60.00、8704.90.01、8705.40.00、8705.90.0080、8706.00.03、8706.00.0520、8706.00.0575、8706.00.25、8706.00.50、8709.11.00、8709.19.00

10%の追加関税対象となるHTSUS8702に分類されるバスなどのHTSコード

8702.10.31、8702.10.61、8702.20.31、8702.20.61、8702.30.31、8702.30.61、8702.40.31、8702.40.61、8702.90.31、8702.90.61

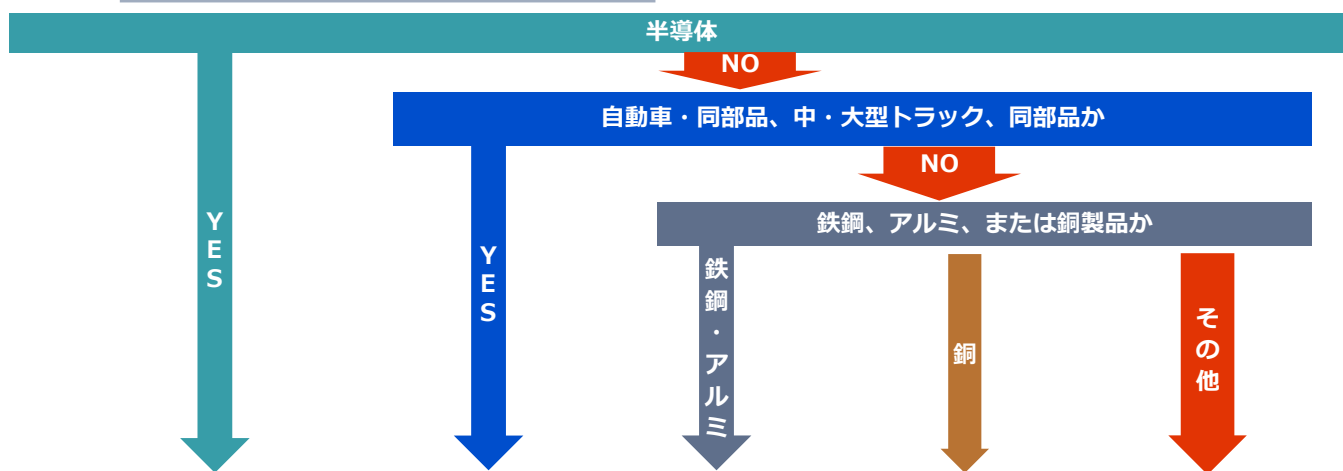
25%の追加関税対象となる中・大型トラック部品のHTSコード

4009.12.0020、4009.22.0020、4009.32.0020、4009.42.0020、4011.10.50、4011.20.1015、4011.20.1025、4011.20.1035、4012.19.40、4012.19.80、4012.20.60、4013.10.00、4016.99.6010、7007.21.1110、7007.21.51、7009.10.00、7320.10.30、7320.10.60、7320.10.90、7320.20.10、8301.20.00、8302.10.30、8302.30.30、8302.30.60、8407.34.14、8407.34.18、8407.34.25、8407.34.44、8407.34.48、8407.34.55、8408.20.20、8409.91.1040、8409.99.1040、8413.30.10、8413.30.90、8413.91.10、8413.91.9010、8414.30.8030、8414.59.30、8414.59.6540、8414.80.05、8415.20.00、8421.23.00、8421.32.00、8425.49.00、8426.91.00、8431.10.0090、8482.10.10、8482.10.5044、8482.10.5048、8482.20.0020、8482.20.0030、8482.20.0040、8482.20.0061、8482.20.0070、8482.20.0081、8482.40.00、8482.50.00、8483.10.10、8501.32.20、8501.32.5540、8501.32.61、8501.33.2080、8501.33.30、8501.33.40、8501.33.61、8501.34.30、8501.34.61、8501.40.20、8501.40.40、8501.40.50、8501.40.60、8501.51.20、8501.51.40、8501.51.50、8501.51.60、8501.52.40、8501.52.8040、8507.10.00、8507.90.40、8511.10.00、8511.20.00、8511.30.00、8511.40.00、8511.50.00、8511.80.20、8511.80.60、8511.90.60、8512.20.20、8512.20.40、8512.30.00、8512.40.20、8512.40.40、8512.90.20、8512.90.60、8512.90.70、8519.81.20、8525.60.1010、8527.21.15、8527.21.25、8527.21.40、8527.29.40、8527.29.80、8536.41.0005、8539.10.0010、8539.10.0050、8544.30.00、8706.00.03、8706.00.05、8706.00.15、8706.00.25、8707.90.5020、8707.90.5060、8707.90.5080、8707.90.5090、8708.10.30、8708.10.60、8708.21.00、8708.22.00、8708.29.15、8708.29.25、8708.29.51、8708.30.1010、8708.30.50、8708.40.11、8708.40.30、8708.40.50、8708.40.60、8708.40.65、8708.40.70、8708.40.75、8708.50.31、8708.50.61、8708.50.65、8708.50.75、8708.50.81、8708.50.85、8708.50.89、8708.50.91、8708.50.93、8708.50.95、8708.50.99、8708.70.05、8708.70.25、8708.70.35、8708.70.45、8708.70.60、8708.80.13、8708.80.16、8708.80.55、8708.80.60、8708.80.65、8708.91.50、8708.91.65、8708.91.70、8708.91.75、8708.92.65、8708.93.60、8708.93.75、8708.94.10、8708.94.50、8708.94.65、8708.94.70、8708.94.75、8708.95.05、8708.95.15、8708.95.20、8708.99.03、8708.99.06、8708.99.23、8708.99.27、8708.99.31、8708.99.41、8708.99.4850、8708.99.53、8708.99.55、8708.99.58、8708.99.68、8709.90.00、9029.10.80、9029.20.4080、9401.20.00

12 | 自動車、中・大型トラック、同部品への累積停止措置

- トランプ大統領は4月29日、「累積により生じる関税率が、意図した政策目標を達成するために必要な水準を超える」として、**追加関税の累積停止措置を設ける**と発表。
- 3月4日以降の輸入に適用され、累積して既に支払った分の関税は還付される。
- 自動車に加え、**中・大型トラック、同部品、半導体にも累積停止措置を適用**すると発表。

追加関税率累積停止の判定フロー



関税の種類	①	②	③	④	⑦
半導体	○	×	×	×	×
自動車、中・大型トラック、それら部品	×	○	×	×	×
鉄鋼・アルミ・銅	×	×	○	○	×
122条 (10%)	×	×	×	×	○

- 鉄鋼・アルミ製品の双方で追加関税の対象となっている品目に対しては、それぞれに対して関税が賦課される。
- 1974年通商法301条に基づく対中追加関税は累積される。

USMCA原産地規則を
満たす場合は適用除外。

13 | 自動車および中・大型トラックの部品への関税相殺制度

- トランプ大統領は4月29日、**自動車部品追加関税に相殺制度を設ける**と発表。
- 10月17日に中・大型トラック・同部品への追加関税賦課を発表した大統領布告で、それら**トラックの部品にも相殺制度を適用**すると発表。自動車部品に対する相殺については、**関税との相殺が可能な割合を引き上げる**るとともに、**適用期間を延長**。

自動車・中・大型トラックの部品への追加関税に対する相殺制度

- **(対象者)** 相殺額を使用する資格を有する輸入業者
- **(目的)** 外国での製造と輸入への依存を迅速に減らし、米国内の生産能力を拡大し、製造を米国に移転させること。
- **(適用条件)** 米国で最終組み立てを行う自動車、中・大型トラックの製造のために輸入した部品を使用すること。

※完成品を部品に分解した状態で輸送し、海外や現地の工場で組み立てるための部品（ノックダウンキット）は自動車部品関税の相殺制度の対象外。

- **(使用条件)** 相殺額は、自動車メーカーが承認したサプライヤーなどの輸入業者のみ使用可。
- **(相殺可能金額)** 米国で組み立てた自動車、中・大型トラックの希望小売価格（MSRP）の合計額の3.75%
- **(相殺可能期間)** **自動車**：2025年4月5日～2030年4月30日
中・大型トラック：2025年11月1日～2030年10月31日
- **(申請方法※自動車のみ発表済)** 自動車メーカーが商務長官に以下の情報を含む書類を提出。
 1. 米国で組み立て予定の自動車台数と最終生産が工場の所在地
 2. 232条自動車部品関税による予想コスト（メーカー直接負担分とサプライヤー負担分を区別）
 3. 相殺額の総額

※米国通商専門誌「Inside US Trade」（4月29日）によると、メーカーがこれら書類を提出した後、確定された相殺額が今後の関税支払いに充当される。金額内であれば、追加関税を支払う必要はない。その金額を使い切ると、再び追加関税を支払うことになる。

- **(エンジン向け相殺制度創設の見込み)** 自動車、中・大型トラックのエンジンについても、上述の相殺制度と同様の条件や金額の範囲で、相殺制度を創設予定。

14 | 鉄鋼・アルミ製品への追加関税措置を拡大

- トランプ大統領は2025年2月10日、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品に対する追加関税措置を拡大する大統領布告を発表。それらへの追加関税を3月12日に発動。
- 6月4日、追加関税率を50%に引き上げ。4月、6月、8月に対象品目を段階的に追加。
- 2026年4月2日に対象品目の一部削減、特定品目に対する軽減税率（10～25%）の設定を発表。

第1次トランプ政権

2018年3月	鉄鋼製品に25%の追加関税 アルミ製品に10%の追加関税
2020年1月	特定の鉄鋼・アルミ派生品も対象に追加 鉄鋼派生品は25%、 アルミ派生品は10%の追加関税

例外措置

- <国・地域別の適用除外制度>
- ・ 鉄鋼の適用除外：豪州、カナダ、メキシコ、ウクライナ
 - ・ 鉄鋼の数量割当：アルゼンチン、ブラジル、韓国
 - ・ アルミの適用除外：豪州、カナダ、メキシコ
 - ・ アルミの数量割当：アルゼンチン
 - ・ 鉄鋼・アルミの関税割当：EU、英国
 - ・ 鉄鋼の関税割当：日本
- <申請者別の適用除外制度>
- <製品別の適用除外制度>

第2次トランプ政権

2025年3月12日	鉄鋼・アルミ製品・同派生品に25%の追加関税 鉄鋼・アルミ派生品の対象品目を追加
2025年4月4日	アルミ缶・缶ビールを対象に追加
2025年6月4日	鉄鋼・アルミ製品・同派生品に50%の追加関税
2025年6月23日	冷蔵庫や洗濯機など白物家電を対象に追加
2025年8月18日	鉄鋼・アルミ派生品の対象品目を追加
2026年4月2日	鉄鋼・アルミ製品・同派生品の対象品目削減 特定品目に対する税率を10～25%に引き下げ 鉄鋼・アルミ派生品の課税方法を変更 ※含有量に基づく輸入申告価格の一部から全体に対する従価税に変更

例外措置

- 2025年3月12日以降、**全廃**
- 申請者別の適用除外制度は布告発表日の2025年2月10日に即日廃止となったが、既に承認を受けていた申請分については有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効

追加の動き

- 2026年4月2日以降、**全廃**
- 232条関税の対象品目を追加する新プロセスを2025年4月30日に導入、2025年に3回追加要請を受け付けたが、同制度は布告発表日の2026年4月2日に即日廃止となった。ただし、既に受理済みの申請分についての扱いは不明。

(出所) 米国政府公開資料 (2026年4月14日時点)

15 | 銅の半製品・派生品への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2025年7月30日、1962年通商拡大法232条に基づき、**銅の半製品・派生品に対し50%の追加関税を課す**大統領布告を発表。追加関税は**8月1日に発動**。当初、課税対象は半製品・派生品のうち、銅部分のみだったが、2026年4月6日から**輸入申告価格全体に変更**。
- また、銅鉱石、精鉱、銅マット、陰極、陽極などの**銅の原材料**および**銅スクラップ**などは**対象外**。

発表の概要	
発動日時	2025年8月1日午前0時1分（米国東部時間）
追加関税率	50%
対象品目	<ul style="list-style-type: none">■ 銅の半製品 大統領布告に示された例：銅パイプ、銅線、銅棒、銅板、銅管など■ 銅を多量に利用する派生品 大統領布告に示された例：パイプ継手、ケーブル、コネクタ、電気部品など
対象外品目	<ul style="list-style-type: none">■ 銅の原材料 大統領布告に示された例：銅鉱石、精鉱、銅マット、陰極、陽極など■ 銅スクラップ■ 232条に基づく自動車・同部品の追加関税対象品目 (関税払戻は適用対象外)

(出所) 米国政府公開資料 (2026年4月14日時点)

16 | 追加関税対象の鉄鋼・アルミ・銅製品・同派生品

- 対象品目のHTSコードは、2026年4月2日付[大統領布告](#)の附属書または、4月3日付米国税関（CBP）の通関業者向け[ガイダンス](#)の附属書を参照。
- 対象品目が鉄鋼・アルミ・銅の**複数を含む場合、関税率は重複して適用されない。**

品目	税率	品目の米国関税分類番号 (HTSコード)
鉄鋼製品 (全部)	50%	布告附属書I-A
鉄鋼派生品 (一部)	50%	布告附属書I-A
鉄鋼派生品 (一部)	25%	布告附属書I-B
アルミ製品 (全部)	50%	布告附属書I-A
アルミ派生品 (一部)	50%	布告附属書I-A
アルミ派生品 (一部)	25%	布告附属書I-B
銅製品 (一部)	50%	布告附属書I-A
銅製品 (一部)	25%	布告附属書I-B

対象外品目

1. 附属書I-BまたはⅢに規定される物品で、鉄・アルミ・銅を一切含有しない物品
2. 附属書I-BまたはⅢに規定される物品で、HTS番号72類、73類、74類、76類に分類されるものを除き、232条関税対象金属の重量が総重量の15%未満である物品
3. 世界貿易機関（WTO）の「民間航空機貿易に関する協定」の対象となる民間航空機およびその部品。ただし、米国が各国・地域と締結した相互貿易協定の中で、232条に基づく鉄鋼・アルミ・銅関税を適用しないと定めている場合（日本、韓国、英国、EU）。

国別の例外措置

■ 米国産の鉄鋼・アルミ・銅

95%以上米国で溶解・注湯された鉄鋼、精錬・鋳造されたアルミ、精錬・鋳造された銅から製造される製品に対する232条関税率は**10%**。

■ 英国産の鉄鋼・アルミ

95%以上英国で溶解・注湯された鉄鋼、精錬・鋳造されたアルミ、精錬・鋳造された銅から製造される製品で、附属書I-A掲載品目に対する232条関税率は**25%**、附属書I-B掲載品目に対する232条関税率は**15%**。

■ ロシア産のアルミ

附属書I-A、I-B、IIIに掲載されるロシアのアルミ製品・派生品は**200%**

品目別の軽減措置

■ 産業機器・電力機器（附属書III掲載品目）

2026年4月6日～2027年12月31日までの輸入に対しては、一般関税率（MFN税率）が**15%未満の場合は232条関税と合計し15%、MFN税率が15%以上であれば232条関税は課さない**（MFN税率のみ課される。）

ただし、米国で溶解・注湯された鉄鋼、精錬・鋳造されたアルミから製造される製品は、**MFN税率が10%未満の場合は232条関税と合計し10%、MFN税率が10%以上であれば232条関税は課さない**（MFN税率のみ課される。）

ただし、米国が正常貿易関係（NTR）のステータスを付保しない国の製品は、232条関税率は**25%**。

2028年1月1日以降は原則25%（附属書I-Bと同様の扱い）。

17 | 木材・製材および木材製品への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2025年9月29日、1962年通商拡大法232条に基づき、**木材・製材および木材製品に対し追加関税を課す**大統領布告を発表。課税対象は木材・製材、カウチ、ソファ、椅子などの布張りの木材製品、キッチンキャビネット、洗面化粧台および同部品。**なお、日本に対する関税率はMFN税率を含めて15%を上限とする。**
- 追加関税は**10月14日に発動**。また、木材製品の輸入による国家安全保障への脅威への対処で米国と合意した国を除き、一部品目は2027年1月1日に関税率を引き上げ予定（注）。

	対象品目				
	木材・製材	カウチ、ソファ、椅子などの布張りの木材製品		キッチンキャビネット、洗面化粧台および同部品	
発動日	10月14日	10月14日	2027年1月1日（注）	10月14日	2027年1月1日（注）
追加関税率	10%	25%	30%	25%	50%
	英国は10%、EU、日本は一般関税率（MFN税率）と合わせて15%を上限とする。				
HTSコード	4403.11.00、4403.21.01、4403.22.01、4403.23.01、4403.24.01、4403.25.01、4403.26.01、4403.99.01、4406.11.00、4406.91.00、4407.11.00、4407.12.00、4407.13.00、4407.14.00、4407.19.00	9401.61.4011、9401.61.4031、9401.61.6011、9401.61.6031		9403.40.9060、9403.60.8093、9403.91.0080 (注) キッチンキャビネット、洗面化粧台および同部品に該当しない品目は対象外。	

(注) 当初は2026年1月1日より関税率が引き上げられる予定だったが、2025年12月31日に発表された**大統領布告**により、引き上げ時期が1年間延期された。
(出所) 米国政府公開資料（2026年4月14日時点）

18 | 一部の半導体への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2026年1月14日、1962年通商拡大法232条に基づき、**特許医薬品などに対して100%の追加関税を課す**大統領布告を発表。
- 米国内のデータセンター、公共セクターやスタートアップ企業による使用、修理・交換、研究開発用途、非データセンター向け民生用途を目的とする場合は**関税の対象外**。

発表の概要

発動日時	2026年1月15日午前0時1分（米国東部時間）
追加関税率	25%
対象品目	半導体 ただし、下記の仕様に該当する場合のみ（注1） 1. 総処理性能（TPP）が14,000超17,500未満、かつ総DRAM帯域幅が4,500GB/秒超5,000GB/秒未満 2. TPPが20,800超21,100未満、かつ総DRAM帯域幅が5,800GB/秒超6,200GB/秒未満
HTSコード	8471.50、8471.80、8473.30

対象外となる使用用途

いずれも米国内の

- 100メガワット超必要とするAI推論・学習・シミュレーションまたは合成データ生成のためのデータセンターでの使用
- 修理・交換用途
- 研究開発用途（注2）
- ロボティクスや産業機械を含む非データセンター向け民生用途
- ゲーム、コンピュータ、プロフェッショナルビジュアルライゼーション、ワークステーション、自動車を含む非データセンター向け民生電子機器用途
- スタートアップ企業（注3）、公共セクターによる使用

対象品目が複数の関税の対象になる場合

追加関税の対象となる半導体が他の232条関税（自動車・同部品、中・大型トラック、同部品、鉄鋼・アルミ・銅、木材・製材および木材製品関税）の対象となっている場合、**半導体への追加関税が優先され、それ以外の232条関税は課さない。**

（注1） TPPおよびDRAMの詳細な定義は、附属書参照。（注2） 定義は附属書参照。

（注3） 定義は、合衆国法律集第15編第77条b項a号(19)に基づく。（出所）米国政府公開資料（2026年4月14日時点）

19 | 医薬品への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2026年4月2日、1962年通商拡大法232条に基づき、一部を除き、**特許医薬品などに対し**
て100%の追加関税を課す大統領布告を発表。

		概要						
対象品目	付属書Ⅰに記載の特許医薬品および関連する医薬品原料							
HTS コード	2918.99.3000	2921.49.3800	2921.49.4300	2922.19.0900	2922.29.2700	2922.49.2600	2922.50.1400	
	2922.50.2500	2924.29.6250	2925.29.2000	2928.00.3000	2930.90.9235	2931.90.2200	2932.20.2000	
	2933.19.3500	2933.19.4500	2933.29.2000	2933.29.4500	2933.39.4100	2933.49.2600	2933.59.2100	
	2933.59.3600	2933.59.4600	2933.59.5300	2933.59.5900	2933.79.0800	2933.79.8500	2933.99.4600	
	2933.99.5300	2933.99.5590	2933.99.6100	2933.99.6500	2933.99.7000	2933.99.7500	2933.99.9000	
	2934.30.2300	2934.30.2700	2934.99.3000	2934.99.4700	2935.90.4800	2935.90.6000	2937.11.0000	
	2937.12.0000	2937.19.0000	2937.22.0000	2937.23.1010	2937.23.1050	2937.23.5010	2937.23.5020	
	2937.23.5050	2937.29.9040	2937.29.9050	2937.29.9095	2937.50.0000	2937.90.4500	2937.90.9000	
	2938.90.0000	2939.11.0000	2939.19.2000	2939.19.5000	2941.10.5000	2941.90.1050	2941.90.3000	
	2941.90.5000	2942.00.0500	3002.12.0040	3002.13.0010	3002.13.0090	3002.14.0010	3002.14.0090	
	3002.15.0011	3002.15.0091	3002.41.0000	3002.42.0000	3002.49.0050	3002.51.0000	3002.59.0000	
	3002.90.1000	3002.90.5220	3002.90.5250	3003.20.0000	3003.31.0000	3003.39.1000	3003.39.5000	
	3003.49.0000	3003.90.0120	3003.90.0140	3003.90.0180	3003.90.0190	3004.10.1010	3004.10.5010	
	3004.20.0010	3004.20.0083	3004.31.0000	3004.32.0060	3004.39.0010	3004.39.0055	3004.41.0000	
	3004.49.0005	3004.49.0010	3004.49.0020	3004.49.0030	3004.49.0040	3004.49.0050	3004.49.0060	
	3004.49.0070	3004.50.5005	3004.90.1000	3004.90.9201	3004.90.9206	3004.90.9208	3004.90.9210	
	3004.90.9211	3004.90.9215	3004.90.9216	3004.90.9225	3004.90.9236	3004.90.9243	3004.90.9246	
	3004.90.9249	3004.90.9251	3004.90.9252	3004.90.9253	3004.90.9260	3004.90.9263	3004.90.9267	
		3004.90.9268	3004.90.9270	3004.90.9271	3004.90.9273	3004.90.9276		
	対象企業	①付属書Ⅲに記載の企業		②付属書Ⅲに記載のない企業		③商務長官が承認した米国内での工場建設計画を有する企業		
	発動日	7月31日		9月29日		7月31日(①の企業)/9月29日(②の企業) ※2030年4月1日まで		2030年4月2日
	追加 関税率	(一般関税率と合計して) 100%			(同左) 20%		(同左) 100%	
		英国は10%、日本、EU、韓国、スイス、リヒテンシュタインは一般関税率 (MFN税率) と合わせて15%を上限。						

20 | 医薬品への追加関税措置を決定

- 米国原産の医薬品や希少疾病用医薬品として指定されている医薬品および関連原料、ジェネリック医薬品および関連原料は**関税の対象外**。また、付属書Ⅱに記載の米国政府と薬価に関するMFN協定を提携している企業の医薬品および関連する医薬品原料も、2029年1月20日まで**関税の対象外**。

対象外となる品目

- 米国原産の医薬品
- 希少疾病用医薬品として指定されている医薬品および関連原料など
- 付属書Ⅱに記載の米国政府と薬価に関するMFN協定を締結済みおよび商務省と国内生産回帰協定を締結済または交渉中の企業が製造した医薬品および関連する医薬品原料
※ただし、2029年1月20日まで
- ジェネリック医薬品および関連原料
※商務長官は本布告の日付から1年以内に、ジェネリック医薬品および関連原料の輸入を制限するための措置が必要かどうかを大統領に報告しなければならない。

その他の注意事項

- 対象品目が複数の関税率の対象になる場合、最も低い税率を適用する。
- 関税の払い戻しは適用可能。

21 | 232条で個別品目の輸入に関する調査を相次ぎ開始

- トランプ政権は民間航空機・同部品、ポリシリコン、無人航空機システム（UAS）、風力タービン・同部品、個人用防護具（PPE）・医療消耗品・医療機器、ロボティクス・産業機械に対しても、追加関税の導入に向けて232条に基づく調査を行っている。

調査中の品目

対象品目	調査開始時期	調査対象のスコープ
民間航空機・同部品	2025年5月	民間航空機・ジェットエンジンおよびそれら部品
ポリシリコン	2025年7月	ポリシリコンおよびその派生品
無人航空機システム	2025年7月	UASおよび同部品
風力タービン・同部品	2025年8月	風力タービンおよびそれら部品
個人用防護具（PPE）・医療消耗品・医療機器	2025年9月	<ul style="list-style-type: none">個人用防護具：医療現場で使用されるマスク、手袋、ガウンなどの個人用保護具医療消耗品：患者の診断、治療、疾患予防に使用される、医療／外科用器具（メス、注射器など）、医療／外科用消耗品（輸液バッグ、カテーテルなど）など単回使用または短期使用の物品医療機器：車いす、松葉づえ、病院用ベッドなど医療現場で患者ケアを支援するために使用される耐久性のある機器、器具、機械、およびペースメーカーや呼吸器、X線装置、MRI装置などの医学的状態の診断、監視、または治療に使用される器具、装置、または機械
ロボティクス・産業機械	2025年9月	ロボットおよびプログラム可能なコンピューター制御機械システム

(注) 2026年4月14日時点、調査対象のスコープは関税分類番号（HSコード）では示されていない。

(出所) 米国政府公開資料（[医薬品](#)、[民間航空機・同部品](#)、[ポリシリコン](#)、[UAS](#)、[風力タービン・同部品](#)、[PPE・医療消耗品・医療機器](#)、[ロボティクス・産業機械](#)）

22 | USMCA原産地規則とトランプ関税の適用除外

- トランプ政権の各種関税措置において、数少ない例外措置として米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の活用が挙げられる。
- USMCAの原産地規則を満たした製品は、①122条課徴金の適用除外となる、②自動車・同部品はそのうち非米国産材料価格にのみ追加関税が適用される。

USMCAの原産地規則

一般的なルール	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本的には一般的な自由貿易協定（FTA）と同様に、下記3つのいずれかに基づいて、域内原産品か判断する。 ① 関税分類変更基準：完成品のHSコードと非原産材料・部品のHSコードが異なれば原産品と認める ② 付加価値基準：域内での加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率以上の場合に原産品と認める ③ 加工工程基準：協定で定められた製造作業・技術的な加工作業が域内で行われたことをもって原産品と認める
自動車ルール	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自動車・同部品については、他のFTAに類を見ないほど厳格な原産地規則を設定。特に完成車は下記4つの要件を全て満たさなければ原産品と認められない。部品も主要なものほど達成基準が厳しく設定されている。 ① 域内原産割合（RVC）が純費用方式で75%以上 ② 重要な自動車部品（スーパーコア）が全て原産品 ③ 完成車メーカー（OEM）が購入する鉄とアルミニウムの7割がUSMCA域内原産材料 ④ 直接工の賃金（時給）が16ドル以上の地域の付加価値が40%（乗用車・SUV）/45%（ピックアップ）以上 <p>（注）詳細は2019年5月8日付地域・分析レポート参照。</p>

USMCA原産地規則を満たした製品への例外措置

	122条課徴金	自動車、中・大型トラックおよび同部品への追加関税
原則	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1974年通商法122条をもとに2026年2月24日から7月24日まで適用される、原則全ての輸入品に対する10%の課徴金。（2月20日付大統領令） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1962年通商拡大法232条に基づき、自動車には4月3日、同部品には5月3日、中・大型トラック（HTSUS8702に分類されるバスなどには10%）には11月1日から25%の追加関税を賦課。カナダ、メキシコ原産品にも適用。
例外	<ul style="list-style-type: none"> ■ USMCAの原産地規則を満たした場合、特惠関税（基本的に無税）の適用を受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ USMCAの原産地規則を満たした場合、追加関税は非米国産部材の価格にのみ課される。ただし、部品はそのプロセスが確立するまでは製品価格全体への追加関税が不適用（5月2日記事、10月31日記事）。

23 | 301条対中関税の変遷と現在適用中の内容

- 第1次トランプ政権下の2018年7月、1974年通商法301条に基づく対中制裁措置として、中国に対する追加関税を発動。その後、複数回にわたり対象品目の追加および関税率の変更が実施された。一方で、追加関税と併せて、品目別適用除外制度が設けられ、一部品目はその対象となっている（注1）。

これまでの301条対中関税の発動時期・規模・関税率

発動時期	対象	発動対象の規模（品目・対中輸入額）	関税率
2018年7月	リスト1	818品目・340億ドル相当	25%
2018年8月	リスト2	279品目・160億ドル相当	25%
2018年9月	リスト3	5,745品目・2,000億ドル相当	10%→25% (2019年5月引き上げ)
2019年9月	リスト4A	3,243品目・1,200億ドル相当	15%→7.5% (2020年2月引き下げ)
2024年～26年	戦略分野など	既存の354品目で段階的に引き上げ、 新規の40品目で段階的に発動	25%～100%

現在の適用除外対象品目

一部の品目は、適用除外の対象となっている。
適用除外の有効期限は25年11月29日までと設定されていたが、
10月30日の首脳会談を経て26年11月10日まで延長すると発表。

**機械類、医療機器など
164品目
(対象HTSコード記載官報)**

**太陽電池製造装置
14品目
(対象HTSコード記載官報)**

(注1) 適用除外の対象品目は、これまで複数回にわたり変更されている。
(注2) 2026年4月14日時点（出所）米国公開資料など

米国通商代表部（USTR） 対中301条対象品目検索データベース

HTSコード8桁ベースで、

- 301条対中関税の対象かどうか
- （対象である場合）その追加関税率が検索できる

24 | 301条対中関税の変遷と現在適用中の内容

- バイデン前政権下の2024年の見直しで、対象品目の追加および関税率の引き上げを実施。天然黒鉛・永久磁石、重要鉱物、船舶対陸上クレーン、注射器など40品目が新たに対象に追加。また、鉄鋼・アルミ製品、EV、半導体、太陽電池、バッテリーやフェイスマスクなど戦略分野354品目の関税率が引き上げられた。

2024年の見直しによる関税引き上げ対象品目と引き上げ後の追加関税率、発動時期

品目		見直し前	引き上げ第1段階		引き上げ第2段階		品目数
		301条関税率	関税率	時期	関税率	時期	
鉄鋼・アルミニウム		0~7.5%	25%	2024年9月27日	-	-	321
半導体・関連製品		25%	50%	2025年1月1日	-	-	18
EV		25%	100%	2024年9月27日	-	-	8
バッテリー	EV用リチウムイオンバッテリー	7.50%	25%	2024年9月27日	-	-	1
バッテリー部品	EV用以外の	7.50%	25%	2026年1月1日	-	-	1
	リチウムイオンバッテリー						
	リチウムイオンバッテリー以外のバッテリー部品	7.50%	25%	2024年9月27日	-	-	1
重要鉱物	天然黒鉛・永久磁石	-	25%	2026年1月1日	-	-	4
	タングステン	-	25%	2025年1月1日	-	-	3
	その他の重要鉱物	-	25%	2024年9月27日	-	-	26
太陽電池		25%	50%	2024年9月27日	-	-	2
港湾クレーン		-	25%	2024年9月27日	-	-	1
医療製品	注射器・注射針	-	100%	2024年9月27日	-	-	2
	フェイスマスク	7.50%	25%	2024年9月27日	50%	2026年1月1日	5
	医療用手袋	7.50%	50%	2025年1月1日	100%	2026年1月1日	1

25 | 中国等の海事・物流・造船分野への301条措置内容

- USTRは2025年10月14日から、中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶の米国港湾への入港などに追加料金の徴収を開始したが、11月10日より1年間徴収を停止。
- 11月9日から適用された中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する100%の追加関税についても11月10日より1年間徴収を停止。

301条措置の過程と、中国製船舶等に対する料金の概要



- 中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶が米国港湾へ入港する際、**2025年10月14日より追加料金を徴収を開始したが、10月30日の米中合意に基づき、11月10日より1年間徴収を停止する。自動車運搬船に関しては、中国で建造された船舶に限らず、米国外で建造された全ての船舶の米国港湾への入港に際し、追加料金が課されるところ、同様に1年間徴収を停止。**

1. **中国の船主・運航者に対する料金**
米国港への入港ごとに純トン数 (NT) ベースで課金。
初年度：50ドル/NT、以降3年間で毎年増額。
 2. **中国製船舶の運航者に対する料金**
純トン数またはコンテナ数に基づく。
初年度は18ドル/NT または 120ドル/コンテナ
以降3年間で段階的に増額。
 3. **外国製自動車運搬船に対する料金**
米国製船舶の奨励のため、積載能力に応じた料金を課す。**入港料は1NTあたり46ドル。**
 4. **課金の頻度と場所**
最初の米国港でのみ課金され、1隻あたり年間最大5回まで。
- 中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する100%の追加関税についても11月10日より1年間徴収を停止。

26 | 大統領に関税を設定できる権限を与える法律など

- 米国では憲法上、通商は原則として連邦議会が所管しているが、一部の関税措置については、過去に成立した法律を基に大統領に権限委譲されている。そのため、条件次第では大統領権限で賦課することが可能。
- 第1次トランプ政権での関税政策は以下の地域・分析レポートを参照。

[トランプ次期政権下で取られ得る関税政策（米国） | トランプ新政権の米国を読む - 特集 - 地域・分析レポート](#)

根拠法	内容
1930年関税法338条	特定国が、他国に比べて米国に不利益をもたらす差別待遇を採用していると大統領が認定した場合、当該国からの輸入に対し最大50%の追加関税を賦課できる。
1962年通商拡大法232条	ある製品の輸入が米国の安全保障を損なう恐れがあると商務省が判断した場合に、当該輸入を是正するための措置を取る権限を大統領に付与。
1974年通商法122条	巨額かつ重大な国際収支赤字に対処するため、大統領はいつでも、従価で15%を超えない範囲の輸入課徴金、あるいは輸入割当などの規制措置を150日を限度に賦課できる。
1974年通商法201条	米国国際貿易委員会（USITC）が、特定製品の輸入が国内産業への重大な損害要因またはその恐れとなっていると認定した場合、大統領は緊急輸入制限措置（セーフガード措置）を発動できる。
1974年通商法301条	外国の通商慣行が貿易協定に違反している場合や、不合理・差別的である場合に、大統領の指示に従って米国通商代表部（USTR）に輸入制限措置を発動する権限を付与。
1974年通商法406条	共産諸国からの輸入が市場をかく乱しているとUSITCが判断した場合にセーフガード措置の発動を大統領に認める。上限5年間に加え、3年間を限度に1回の延長が可能。
1974年通商法421条	中国からの特定輸入品に対しセーフガード措置を発動することを大統領に認める。中国のWTO加盟から12年（2013年）で失効。同条項に基づきオバマ大統領が2009年、中国製タイヤの輸入急増に対し発動。
国際緊急経済権限法（IEEPA）	米国の国家安全保障、外交政策や経済に対する異例かつ重大な脅威があり、大統領が緊急事態を宣言した場合、特定国に関連する経済取引を管理するための広範な大統領権限を付与。 →2026年2月20日、米国の連邦最高裁判所は同法に基づいて関税は発動できないと判断
ウルグアイ・ラウンド協定法111条	ウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉において互惠関税の撤廃の対象とされた関税区分に属する物品の関税を変更する権限を大統領は有する。

(注) 2026年4月14日時点

(出所) 米国政府発表資料や議会調査局（CRS）などから作成

27 | トランプ政権の関税政策の全容 (232条)

根拠法	対象品目	発動日		関税率など	ビジネス短信	
1962年 通商拡大法 232条	鉄鋼・アルミ製品	2025年	3月12日	・アルミ製品の追加関税率を10%から25%に引き上げ	2025年	2月17日
				・適用除外を撤廃、対象品目を追加		3月12日
				※米国で溶解・鋳造・精錬された鉄鋼・アルミ材の価格には追加関税が課されない		3月17日
		4月4日	・アルミ缶と缶ビールを関税対象に追加	4月7日		
		6月4日	・鉄・アルミ製品の追加関税率を25%から50%に引き上げ（英国除く）	6月4日		
		6月23日	・白物家電を関税対象に追加	6月23日		
	2026年	4月6日	・約400品目を関税対象に追加	2026年	8月19日	
			・対象品目削減、軽減税率設定、課税方法変更		4月3日	
	自動車・同部品	2025年	4月3日 5月3日	・自動車に対して4月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ	2025年	4月3日
				・部品に対して5月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ		4月30日
			※いずれもUSMCAの原産地規則を満たす場合、非米国産製品の価格にのみ追加関税が課される。ただし、部品についてはそのプロセスが確立するまで追加関税は免除	3月14日		
	銅	2025年	8月1日	・銅製品に対して8月1日以降、追加関税率を50%にする	2025年	7月11日
				2026年		4月6日
	木材・製材および木材製品	2025年	10月14日	・木材・製材および木材製品に対して10月14日以降、追加関税率を10-25%にする	2025年	8月4日
				※英国は10%、EU、日本は一般関税率（MFN税率）と合わせて15%を上限とする ➡大統領布告（12月31日付）で、一部品目の関税引き上げを2027年1月1日に延期		4月3日
	中・大型トラック	2025年	11月1日	・中・大型トラックに対して11月1日以降、追加関税率を25%にする （HTSUS8702に分類されるバスなどは10%）	2025年	10月21日
	半導体	2026年	1月15日	・一部の半導体に対して2026年1月15日以降、追加関税率を25%にする	2025年	4月15日
	医薬品		7月31日	・特許医薬品などに対して2026年7月31日以降、追加関税率を100%にする （ただし、一部条件を満たす製品は対象外または軽減税率が適用）	2026年	1月15日
	重要鉱物	関税発動なし		・調査の結果、追加関税の賦課はなし。輸入量調整に向けた貿易相手国との協定の交渉を推進。	2025年	4月15日
	民間航空機・同部品		—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	2026年	4月3日
	ポリシリコン・無人航空機システム		—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	2025年	4月16日
	風力タービン・同部品		—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中		1月16日
	ロボット・産業機械、個人用防護具（PPE）・医療機器		—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中		5月12日
					7月16日	
					8月22日	
					9月26日	

28 | トランプ政権の関税政策の全容（301条・122条など）

根拠法	対象品目	発動日		関税率など	ビジネス短信
1974年通商法 301条	ブラジル輸入品	—		・ 301条による調査をUSTRに指示、調査中	7月17日
	中国をはじめとする 海事・物流・造船分野	2025年	10月14日 11月9日	・ 中国製船舶の米国港湾入港に10月14日以降、追加料金を徴収（自動車運搬船は中国に限定しない） ・ 中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する追加関税率を11月9日以降、100%に引き上げ ➔追加料金の徴収と荷役設備に対する追加関税率引き上げを11月10日から1年間適用停止	4月22日 10月14日 11月7日
	ニカラグア輸入品	2027年	1月1日	・ 301条調査を完了、2027年1月から10%、2028年1月から15%の301条関税を発動	10月22日 12月12日
	中国の半導体	2027年	6月	・ 中国からの半導体などの輸入に対して、2027年6月から実質的に追加関税を発動	12月24日
1974年通商法 122条	国・地域問わず全品目 (一部対象外品目あり)	2026年	2月24日	・ 2月24日以降、全ての輸入に原則10%の課徴金を一般関税率（MFN税率）などに上乗せ	2026年 2月24日

以下、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく関税は米国の連邦最高裁判所の無効判決を受け、2026年2月24日をもって適用を停止した

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス短信	
国際緊急 経済権限法 (IEEPA)	中国原産品	2月4日	・ 既存の関税率に10%を上乗せ	2月3日	
		3月3日	・ 上乗せ関税率を20%に引き上げ	3月4日	
		3月4日	・ 全品目に25%（カナダ産エネルギー・資源品目は10%）	3月4日	
	カナダ、メキシコの 原産品	2025年	8月1日	・ カナダ→35%、メキシコ30%（メキシコは90日間延期）に関税が引き上げ	7月11日 7月14日 8月1日
		3月7日	・ 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規則を満たす産品は追加関税の適用除外対象 ※ただし、自動車・同部品は232条の追加関税の対象となる	3月7日	
		8月6日	・ 既存の関税率に40%を上乗せ（ベースライン関税10%とは別に上乗せ）	8月1日	
		11月20日	・ 一部農産品を対象外とする大統領令を11月20日（米国時間）に発表	11月25日	
	インド原産品	8月27日	・ 既存の関税率に25%を上乗せ予定（相互関税25%とは別に上乗せ）	8月7日	
	ベネズエラ産原油を輸入する 国・地域の原産品	4月2日	・ ベネズエラで採掘・精製された原油や石油製品を輸入する国・地域の原産品に25%を上乗せ 発動の是非の判断は国務長官の裁量となっている	3月25日	
	キューバに石油を販売する国の 原産品	2026年 2月2日	・ キューバに対して直接または間接的に石油を販売、提供する国からの輸入に追加関税。商務長官が国を特定し、商務長官の決定の後、国務長官が追加関税の必要性と、必要な場合の税率を判断。その後大統領が、追加関税の賦課などを最終的に判断。	2月2日	
イランから物品などを輸入する 国の原産品	2026年 2月10日	・ イランから直接または間接的に、物品・サービスを購買、輸入、その他の方法で取得している国からの輸入に追加関税。商務長官が国を特定し、国務長官が追加関税の必要性と、必要な場合の税率を判断。その後、大統領が追加関税の賦課などを判断。	2月10日		

29 | トランプ政権の関税政策の全容 (IEEPA)

以下、国際緊急経済権限法 (IEEPA) に基づく関税は米国の連邦最高裁判所の無効判決を受け、2026年2月24日をもって適用を停止した

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス短信
国際緊急経済権限法 (IEEPA)	国・地域問わず全品目 ※カナダ、メキシコは対象外	2025年 4月5日 4月9日 8月7日	<ul style="list-style-type: none"> 第1段階として4月5日以降、国・地域問わず実質的に全品目に対して既存の関税率に10%を上乗せ 第2段階として4月9日以降、57カ国・地域に対しては上乗せ率を個別に設定した相互関税率まで引き上げ ➡4月10日～8月1日まで引き上げ税率の適用を停止したほか、新たに課税対象国を追加。中国は5月14日～8月12日まで停止。 ➡7月28～29日の米中通商協議でさらに90日の延期が発表。 ※232条などで追加関税発動済みの品目など一部対象外 日本との関税交渉が7月22日 (米国時間) に終了、日本は15%に EUとの関税交渉合意を踏まえた共同声明が8月21日 (米国時間) に発表 相互関税の対象外品目を修正する大統領令を9月5日 (米国時間) に発表 米中首脳会談を踏まえた米中合意のファクトシートを11月1日 (米国時間) に発表 農産品を相互関税の対象外とする大統領令を11月14日 (米国時間) に発表 スイスとリヒテンシュタインとの共同声明を11月13日 (米国時間) に発表、両国への関税率を15%に引き下げ 韓国に対する相互関税の修正を官報で12月4日 (米国時間) に公示、関税率を15%に引き下げ 台湾との通商合意成立を2026年1月15日 (米国時間)、関税率は15%へ引き下げ 	2025年
				4月3日
				4月9日
				4月9日
				4月10日
				5月14日
				7月8日
				7月10日
				7月23日
				7月24日
				7月24日
				7月28日
				7月29日
				7月31日
				8月1日
				8月4日
				8月6日
8月7日				
8月22日				
9月8日				
9月17日				
11月4日				
11月17日				
11月18日				
12月9日				
				2026年
				1月15日

参考リンク集

- [米国関税措置に伴う日本企業相談窓口の拡大について](#)
→無料でのご相談に対応致します
- [第2次トランプ政権の動向 | 米国 - 北米 - 国・地域別に見る - ジェトロ](#)
→米国発のみでなく、各国の反応の短信記事も掲載
- [特集：米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）を取り巻く環境 | 国・地域別に見る - ジェトロ](#)
→北米3カ国間の貿易投資情報や、自動車サプライチェーンに関する基礎情報も掲載
- [World Tariff](#)
→日本国内居住者であればジェトロ経由で無料で利用可能。タイムラグはあるが、追加関税も反映された関税率の検索が可能。
- [米国ホワイトハウス](#)
→米国政府発の公式な発表
- [米国通商代表部（USTR）対中301条対象品目検索データベース](#)
→HTSコード8桁で、対象かどうか、対象である場合の追加関税率が検索可能
- [米国国際貿易委員会（USITC）関税率検索データベース](#)
→HTSコードや品目名で米国の関税率が検索可能

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課

米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

★ご相談は無料です★

世界の
ビジネス関連情報
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』
はこちら

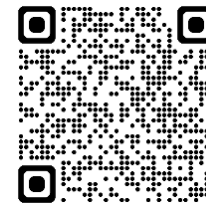


<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

北米無料
メールマガジン
『North American
News Briefs』

毎日配信！

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list/northamericannewsbriefs.html>

■ ご注意

本資料は情報提供を目的に2026年4月14日時点の情報を基に作成したものです。ジェトロは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はおお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じてもジェトロは責任を負うことができませんのでご了承ください。

※最新情報は、米国政府の発表資料を参照してください